

令和8年6月10日

檜葉町議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づく措置

檜葉町議会議長 青木 基

本件は、町長から申入れのあった松本明平議員の町職員等に対する言動について、檜葉町議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、審査会において関係者への聞き取り調査、議員本人へのヒアリングおよび本人提出反論書の確認を行ったうえで、審査を行いました。

その結果、審査会は令和8年4月6日、小学校入学式開始前、松本議員が教育長との会話の中で、こども園職員について「あんな職員辞めさせろ」との発言を行った事実を認定しました。

議員が町政に関し意見を述べ、行政運営を監視することは重要な職責である一方、議員という立場にある者が、教育長に対し、個別職員の退職または排除を求める趣旨の発言を行うことは、通常的苦情申出または議員活動としての相当範囲を超えるものと判断しました。

また当該発言は、こども園職員本人に直接向けられたものではないとしても、教育長に対し、個別職員の進退に関わる発言を行ったものであり、当該職員および教育長に心理的圧力を与え、職場環境に影響を及ぼし得るものです。

よって審査会は、松本明平議員の町職員等に対する言動について、檜葉町議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱に定めるハラスメントに該当すると判断いたしました。また、ハラスメントを受けた対象者を、こども園職員および教育長の2名としました。

本議会としては、これまでも議員によるハラスメント防止および職員の就業環境確保について注意喚起を行ってきたところではありますが、今回、要綱に基づく慎重なる審査の結果、本件言動についてハラスメントに該当すると判断したため、同要綱に基づき公開による注意および謝罪勧告を行うものであります。

以上を踏まえ、松本明平議員に対し、同要綱に基づき、公開により次のとおり注意します。

○ 注意事項

- 1 議員としての意見表明、行政監視、一般質問その他の議員活動は尊重されるべきものではあるが、個別職員の退職、排除、異動、処分その他進退に関わる発言を、威圧的または断定的に行うことは、議員活動としての相当範囲を逸脱するものと判断した。
- 2 町職員は、議員からの発言に対し、職務上、一定の心理的圧力を感じ得る立場にある。議員は、その立場と発言の影響力を十分自覚し、職員の人格、尊厳、職務上の地位および就業環境を害することのないよう配慮しなければならない。
- 3 本件における「あんな職員辞めさせろ」との発言は、個別職員の進退または排除を求めるものと受け止められ得るものであり、こども園職員および教育長に心理的負担を与え、職場環境に影響を及ぼし得る不適切な言動である。
- 4 今後、職員に対する苦情、意見または問題意識がある場合であっても、個別職員の人格、尊厳、能力、属性、進退等に踏み込む表現を避け、議員としての適切な手続、場面および方法により対応すること。
- 5 今後、同種または類似の言動を厳に慎み、議員としての立場と発言の影響力を十分自覚した言動を行うこと。

以上のとおり、松本明平議員に対し、公開により注意します。

なお本注意は、松本明平議員の正当な議員活動を否定するものではありません。しかし、議員活動は、町職員の人格、尊厳および就業環境を害する形で行使されてはならないことを、改めて強く求めるものです。